

# 青少年育成徳島県民会議賛助会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、青少年育成徳島県民会議(以下「県民会議」という)の賛助会員に関し、必要事項を定めることを目的とする。

## (資格の取得)

第2条 県民会議の趣旨、目的に賛同し、賛助会員になろうとするものは、入会申込書により、県民会議会長に申し込むものとする。

2 前項の申込をする際は、個人年額1口(2千円)以上、法人・団体1口(1万円)以上を納入して、特別の援助、協力をするものとする。

## (特典等)

第3条 会長は、賛助会員に対して、毎年度の県民会議事業計画及びこれに伴う収支予算並びに前年度の収支決算を報告するものとする。

2 賛助会員は、県民会議が発行する機関紙「青少年とくしま」その他の資料等の配布を受けるとともに、県民会議が開催する大会等に参加できる。

## 附 則

この規程は、平成元年4月1日から実施する。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から実施する。